

EU 法における国民国家的価値の概念化

— EU 条約 4 条 2 項における国民的一体性 —

専修大学 小場瀬琢磨

1. **概要** 筆者は、2014 年 4 月 26 日開催の第 73 回慶應 EU 研究会において表記論題の報告を行った。EU 法の直接効果および国内法に対する優位性の原則を基本原則とする EU 法秩序においては、構成国に対する EU 法に基づく個人の権利の保護が重視されてきた。このことは、反面として構成国民の集団的価値よりも個人の権利を重視する結果や、構成国統治制度を基礎とする EU の統治制度そのものを掘り崩す結果を生じさせはすまいか。以上の問題関心から、EU 構成国の国民的一体性を EU が尊重すべき義務を課す EU 条約 4 条 2 項を取り上げ、国民国家的価値を尊重する規範的根拠として評価しうるか否かを検討した。

2. **要旨** 報告では、EU 条約 4 条 2 項における国民的一体性概念の解釈を中心的論点と捉え、関連する学説を原義説と憲法的一体性説に分類し、両説の当否を検討した。一方の原義説は、言語、宗教、文化など国民的一体性を構成すると各国において考えられてきた要素を包括する概念として国民的一体性を考えるが、循環論的な弱点を抱え、また EU 条約 4 条 2 項の解釈論としても確立していない。他方の憲法的一体性説は各国共通の憲法原則を国民的一体性として把握するが、それはかえって各国ごとの国民的一体性を尊重しようとする法意にそぐわないという問題を抱える。筆者は、国民集団の共通素（言語など）と国民国家的基本的決定は、EU 統合過程における国家存続という EU 法の趣旨に合致する限りにおいて、ともに国民的一体性概念に包摂されうるという見方を示した。この見方の当否を検証するため、続いて、国民的一体性の尊重が構成国側から主張された欧州司法裁判所判例を扱った。そこでの国民的一体性は、構成国の長年にわたる制度・慣行であって、国内（憲法上）の基本的国民的決定に基づいており、さらに複数の政策分野に関連性のあるものを包摂する概念として用いられている。

3. **質問討論** A. 国民的一体性尊重と国家性尊重との異同はどうか。両者は異なる。しかし国民的一体性尊重条項は、構成国の国家存続に関わる EU 条約の一連の規定の中に置かれていることから、国家性尊重という趣旨と関連づけられた国民的一体性を保護していると考えるのが妥当である。B. 一国内に複数のネーションを擁する国について、国民的一体性尊重が国内統治に影響を与える可能性はどう評価すべきか。EU 条約にいう国民的一体性尊重は、構成国を単位として考えられており、現状の構成国統治構造の追認的な性格をもつことは否めない。C. 構成各国民の一体性強化という EU の基本的決定との関係はどうか。答えは難しいが、おそらく EU の立法権限規定の解釈、ヨーロッパアイデンティティの成熟と国民的アイデンティティの関係といった要因に左右されるのではないかと。いずれのコメントについても、EU・構成国・国民の関係の動的変化を踏まえつつ考察を深めることが今後の課題である。質問・コメントをお寄せくださった諸先生方に感謝して記す。